主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人Aの上告趣意(後記)は、結局量刑不当の主張に帰し刑訴応急措置法一三 条二項により上告適法の理由にならない。

よつて旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 岡本梅次郎関与

昭和二六年三月二二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	澤	田	竹治	郎
裁判官	眞	野		毅
裁判官	产	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎